

飲酒運転は確実に
車を凶器に変える行為です!

飲酒運転 のない 広島県をめざして!

平成31(2019)年発行(第4版)



毎月20日は
飲酒運転
根絶の日
です

飲酒運転被害者の御遺族の手記



●この手記は、中国新聞(朝刊)2012年12月3日付で掲載された記事の抜粋です。

「帰りが少し遅くなるから」。息子からメールがあったのは、2011年5月2日夜8時ごろでした。

仕事で疲れていた私は、うとうとしながら、息子の帰りを待っていました。リビングの電話が鳴ったのはその時です。電話口で告げられたのは、とても信じられない内容でした。近くの県道で自転車と自動車と接触し自転車に乗っていた若者が心肺停止となり、ICUに運ばれたこと。そして自転車の登録番号が息子のものであること。

一体、何が起きたのか、何をすれば良いのか。まったくわかりませんでした。涙が頬を流れてくるのを感じました。病院に向かう車の中で、家族皆が激しく動揺していました。

息子に会えたのは、夜中の3時を過ぎていました。息子は顔を包帯に包まれ、ベッドに横たわっていました。包帯の間から覗く皮膚は腫れ上がり、両足の太ももは逆方向に曲がっていました。どう声を掛けていいのか、私は言葉が見つかりませんでした。目の前にいるのが果たして本人なのか、どうも確信が持てなかったのです。でも、親指の爪に付いていた歯の跡を見たとき、ああやっぱり息子なんだと思いました。時々、爪をかむのが癖だったからです。

通夜の前に、事故に飲酒運転の疑いがあると知りました。

あの夜、泥酔状態のドライバーの運転する車が中央線を大きく乗り越え、対向車線を走っていた息子の目の前にいきなり現れ、はねたのが真相でした。息子は車のフロントガラスに頭を突き入れ、ボンネットに乗った状態で、車はそのまま100メートルも走り続けたそうです。そして対向車を避けた拍子に体は歩道に投げ出され、車は蛇行し50メートルほど先でやっと止まったということでした。

ドライバーはこの日、知人と店で飲酒した後に運転。泥酔状態で、事故を起こした直後も、駆け付けてきた人々に暴言を吐くなど、手の付けられない状態だったと言います。

事実が明らかになると、怒りと無念さで心が張り裂けそうになりました。「どうして私の息子が命を奪われなければならないのか」。「飲酒運転への社会の目は厳しくなっているのに、どうしてなくなるのか」。息子の死をきっかけに、飲酒運転をわが身の問題として捉え、悲劇を防ぐよう、自分たちの力で何ができるかを考えるようになりました。事故から4か月が過ぎたころ、飲酒運転根絶を呼び掛けるステッカーを配布する活動から始めました。

進学して、成人して、結婚して、子どもができて……。そんな息子の将来や命のつながりを失ってしまったことが何より悲しい。もうこれ以上、誰一人として飲酒運転の被害者にも加害者にもなってほしくない。今はそうした思いでいっぱいです。

飲酒運転の罰則が強化されました!

飲酒運転をした人の半数以上が「**一発免許取消し**」になっています!

(平成26年の行政処分割合)

運転者の状況		罰則	違反点 ^{※1}	行政処分 ^{※2}
酒酔い運転 アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転		5年以下の懲役または100万円以下の罰金	35点	免許取り消し (欠格期間3年)
酒気帯び運転	呼気中のアルコール濃度が0.25mg/ℓ以上	3年以下の懲役または50万円以下の罰金	25点	免許取り消し (欠格期間2年)
	呼気中のアルコール濃度が0.15mg/ℓ以上 0.25mg/ℓ未満		13点	免許停止 (90日)

※1: 前歴及びその他の累積点数がない場合

※2: 欠格期間とは、運転免許を取り消された場合に、運転免許を受けることができない期間

● 飲酒運転周辺者も厳しく罰せられます

車両提供した場合 …… 5年以下の懲役または100万円以下の罰金

酒類提供した場合 …… 3年以下の懲役または50万円以下の罰金

車両同乗した場合 …… 3年以下の懲役または50万円以下の罰金



特別法「自動車運転死傷処罰法」が平成26年5月20日から施行されました。

(飲酒運転関連部分のみ掲載しています)

罪名	適用要件等	罰則
危険運転致死傷罪	[第2条 第1号] アルコール又は薬物の影響により、 正常な運転が困難な状態 で自動車を走行させる行為	死亡: 懲役1年以上 20年以下 負傷: 懲役15年以下
	[第3条 第1項] アルコール又は薬物の影響により、 正常な運転に支障が生じるおそれがある状態 で自動車を運転し、正常な運転が困難な状況に陥り、人を死傷	死亡: 懲役15年以下 負傷: 懲役12年以下
	[第3条 第2項] 正常な運転に支障を及ぼすおそれがある政令で定められた病気の影響により、正常な運転が困難な状態に陥り、自動車を運転し、人を死傷	
過失運転致死傷 アルコール等影響 発覚免脱罪	[第4条] アルコール又は薬物の影響により、 正常な運転に支障が生じるおそれがある状態 で自動車を運転し、人を死傷させ、逃走等により飲酒や薬物摂取の発覚を免れようとした場合。	懲役12年以下

※「自動車」には原動機付自転車も含まれます



アルコールの血中濃度に安全域はありません

ごく少量の飲酒でも能力低下をまねき、アルコールの分解消化能力の高さ(酒の強さ)には関係なく身体能力は低下し、交通事故を起こす危険性が著しく高くなります。

広島県での飲酒運転の死亡事故率(平成29年中)

飲酒あり 死亡事故率約6.5% 総件数 92件中、死亡事故6件
飲酒なし // 約1.0% // 8,688件中、 // 85件

飲酒運転を
すると約**7倍**の
死亡率!

●運転に与える影響



●節度ある適度な飲酒のすすめ

節度ある適度な飲酒とは、一日平均純アルコールで約20グラム程度の飲酒です。純アルコール20グラムは、お酒の種類では次のようになります。



「酔い」がさめるまでの時間の目安(個人差があります)

例えば 缶ビール500ml



1本の場合 約**4**時間
3本の場合 約**12**時間
4本の場合 約**16**時間

たとえば午後8時までに500ml缶ビールを3本飲酒した場合、「酔い」がさめるのは翌朝8時です。

➡ 出勤時間帯には運転できません!

「汗をかいたから大丈夫」は大きなまちがいです!

アルコールは肝臓で約90%が代謝され、残りの約10%は呼気や汗、尿として排出されますが、この割合は入浴や運動をしても変わりません。たくさん汗をかいても、酔いがさめることは、ありません。

アルコール依存症は病気です

アルコール依存症は早期発見が難しく、ひとたび発症すると、飲酒中心の生活となり、自らの健康だけでなく、家庭や仕事、人間関係などで問題を起し、多くのものを失う原因となります。

このため、アルコール依存症は、「**自分の意志では飲酒をコントロールできなくなる病気**」とされています。しかし、他の病気と同様、アルコール依存症も「**治療により回復することが可能**」です。治療に当たっては、まず何より本人が病気であることを自覚し、治そうとする意志を持つことが大切であり、家族など周囲の人も、アルコール依存症で本人が苦しんでいることを理解し、飲酒中心の生活を見直すよう働きかけたり、医療・保健機関等での治療を勧めるなど、積極的に支援する必要があります。

アルコール依存症の症状～心あたりはありませんか

- 飲酒をコントロールできず、飲酒中心の生活となる



- 強迫的な飲酒欲があり、問題を起してもやめられない



- アルコールに対する耐性ができ、酒量が増え切れると不快になる



- アルコールの摂取を中断すると離脱症状が出る…不眠、発汗、震え、めまい、吐気、幻覚など



平成26年6月1日「アルコール健康障害対策基本法」が施行されました。

この法律は、不適切な飲酒による健康障害のみならず、飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の社会問題に対し、国や地方公共団体を始め各関係者が連携し、発生、進行及び再発の各段階に応じた防止対策を適切に実施していくことを目的に制定されたものです。

アルコール問題相談先

ご自分や周囲の人たちのお酒の飲み方に疑問を感じたら、まず次の機関にご相談ください。



1-1 広島県内の主な相談先(精神保健福祉センター)

	相談機関名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
センター	県立総合精神保健福祉センター(パレアモア広島)	731-4311	安芸郡坂町北新地二丁目3-77	082-884-1051	082-885-3447
	広島市精神保健福祉センター	730-0043	広島市中区富士見町11-27	082-245-7731	082-245-9674

1-2 広島県内の主な相談先(保健所、保健センター)

	相談機関名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
県の機関	西部保健所	738-0004	廿日市市桜尾二丁目2-68	0829-32-1181	0829-32-3244
	西部保健所広島支所	730-0011	広島市中区基町10-52	082-513-5521	082-222-5802
	西部保健所呉支所	737-0811	呉市西中央一丁目3-25	0823-22-5400	0823-25-9511
	西部東保健所	739-0014	東広島市西条昭和町13-10	082-422-6911	082-422-5048
	東部保健所	722-0002	尾道市古浜町26-12	0848-25-2011	0848-25-2463
	東部保健所福山支所	720-8511	福山市三吉町一丁目1-1	084-921-1311	084-928-7882
	北部保健所	728-0013	三次市十日市東四丁目6-1	0824-63-5181	0824-63-5190
市の機関	広島市中保健センター	730-8565	広島市中区大手町四丁目1-1	082-504-2109	082-504-2175
	広島市東保健センター	732-8510	広島市東区東蟹屋町9-34	082-568-7735	082-264-5271
	広島市南保健センター	734-8523	広島市南区皆実町1丁目4-46	082-250-4133	082-254-9184
	広島市西保健センター	733-8535	広島市西区福島町二丁目24-1	082-294-6384	082-233-9633
	広島市安佐南保健センター	731-0194	広島市安佐南区中須一丁目38-13	082-831-4944	082-870-2255
	広島市安佐北保健センター	731-0221	広島市安佐北区可部三丁目19-22	082-819-0616	082-819-0602
	広島市安芸保健センター	736-8555	広島市安芸区船越南三丁目2-16	082-821-2820	082-821-2832
	広島市佐伯保健センター	731-5195	広島市佐伯区海老園一丁目4-5	082-943-9733	082-923-1611
	呉市西保健センター	737-0041	呉市和庄一丁目2-13	0823-25-3542	0823-24-6826
	呉市東保健センター	737-0112	呉市広古新開二丁目1-3	0823-71-9176	0823-74-3309
	福山市保健所	720-8512	福山市三吉町南二丁目11-22	084-928-3421	084-928-1143
	竹原市健康福祉課	725-0026	竹原市中央三丁目14-1	0846-22-7157	0846-22-7158
	三原市保健福祉課	723-0014	三原市城町一丁目2-1	0848-67-6061	0848-67-5934
	尾道市健康推進課	722-0017	尾道市門田町22-5	0848-24-1962	0848-24-1966
	府中市健康医療課	726-0011	府中市広谷町919-3	0847-47-1310	0847-47-1320
	三次市健康推進課	728-8501	三次市十日市中二丁目8-1	0824-62-6232	0824-62-6382
	庄原市保健医療課	727-8501	庄原市中本町一丁目10-1	0824-73-1255	0824-75-0245
	大竹市保健医療課	739-0692	大竹市小方一丁目11-1	0827-59-2140	0827-57-7185
	東広島市健康増進課	739-8601	東広島市西条栄町8-29	082-420-0936	082-422-2416
	廿日市市障害福祉課	738-8501	廿日市市下平良一丁目11-1	0829-30-9152	0829-31-1999
	安芸高田市健康長寿課	731-0592	安芸高田市吉田町吉田791	0826-42-5633	0826-47-1282
	江田島市保健医療課	737-2297	江田島市大柿町大原505	0823-43-1639	0823-57-4432
	府中町福祉課	735-8686	安芸郡府中町大通三丁目5-1	082-286-3161	082-283-5775
	海田町保健センター	736-0066	安芸郡海田町中店8-33	082-823-4418	082-823-0020
	熊野町子育て・健康推進課	731-4292	安芸郡熊野町中溝一丁目1-1	082-820-5637	082-854-8009
	坂町立保健センター	731-4314	安芸郡坂町坂西一丁目18-14	082-885-3131	082-820-1595
	安芸太田町健康づくり課	731-3622	山県郡安芸太田町下殿河内236	0826-22-0196	0826-22-0686
	北広島町保健課	731-1595	山県郡北広島町有田1234	050-5812-1853	0826-72-5242
	大崎上島町保健衛生課	725-0401	豊田郡大崎上島町木江4968	0846-62-0330	0846-62-0304
	世羅町福祉課	722-1192	世羅郡世羅町大字本郷947	0847-25-0072	0847-25-0070
	神石高原町保健課	720-1522	神石郡神石高原町小島1701	0847-89-3366	0847-85-3541

※面接相談を希望される人は、あらかじめ、電話で相談日時・場所等を確認してください。

2 県内の断酒会・AA

会名	郵便番号	所在地	電話番号
広島県断酒会連合会	731-0232	広島市安佐北区亀山南5-41-23	082-814-1874
NPO法人広島断酒ふたば会			(携帯) 090-4802-1865
呉みどり断酒会	737-0915	呉市押込5-12-25	0823-33-5571
芸南断酒会	725-0021	竹原市竹原町3580-3	090-9735-6070
三原断酒友の会	723-0051	三原市宮浦1-12-1-202	0848-62-5612
尾道断酒うず潮会	722-0055	尾道市新高山2-2631-294	0848-47-5311
NPO法人福山市断酒会	720-0051	福山市桜馬場町10-36	084-926-2880
NPO法人福山みずほ断酒会	720-0832	福山市水呑町4619-1	084-956-5563
備後断酒友の会	720-0203	福山市田尻町1690-6	084-956-5411
府中断酒会	720-1132	福山市駅家町倉光618-3	090-3630-9760
庄原断酒会	729-4304	三次市三良坂町三良坂2618-2	0824-44-3213
賀茂台地断酒会	739-2622	東広島市黒瀬町乃美尾1139-6	0823-82-0806
AA中四国セントラルオフィス	730-0051	広島市中区大手町3-6-13-603	082-246-8608

※この他にも、県内各地に断酒会、AAがありますので、詳しくは最寄りの相談先にお問い合わせください。

飲酒運転で実刑判決を受けたKさんの手記



●この手記は、NPO法人アルコール薬物問題全国市民協会(ASK)ホームページ(http://www.ask.or.jp/ddd_k.html)から抜粋したものです。

■甘かった認識

私は、ある愚かな交通違反-飲酒運転-を犯し、その報いを受けて、現在絶望と失意の日々を送っています。お酒を飲んでも自分は運転がうまいし、酔わないから運転しても事故さえ起こさなければ大丈夫……そんな風に考えることが恐ろしい過ちであることを私は身を持って知りました。

■酒気帯び運転で現行犯逮捕 -21日の拘留

2年前に酒気帯び運転で起訴され、正式な裁判を受けました。判決は懲役3ヵ月、執行猶予2年という温情あるものでしたが、(中略)気の緩みと仕事からくるストレスで、あろうことか執行猶予期間中につき再びお酒を口にして運転してしまいました。そして警察の呼気検査を受け、酒を飲んでいることがわかり、その場で現行犯逮捕されました。

“人身事故を起こしたわけではないので、なんとか厳しい刑罰にならないでほしい”

そんな私の甘えた望みは根本的に間違ったものでした。72時間の警察・検察による取り調べのち、10日間の拘留が決まりました。

拘留中、警察と検察の厳しい取調べが続きました。会社にも連絡をつけることができず、家族とも自由に話せず絶望的な日々が続きました。まったく自由がなく、いつになれば出られるかわからない日々。取調べのために検察庁に移動するバスの中から逃げ出したい衝動に何度もかられました。窒息しそうでした。

10日間の拘留を経て、5日間の拘留延長が決まりました。そのときの絶望感とはとても表現できません。家族と弁護士先生は何とか保釈許可を取り付けようと必死の努力をしてくれ、許可がおりて、留置所から出所できたのは21日を経た後でした。

■懲役4ヵ月の実刑判決 -失ったものの大きさ

下された判決は懲役4ヵ月の実刑判決。さらに、会社に対しては正式な説明なく会社を休んだことや、取締役として不適格であるとの理由から、退職せざるを得ない状態になりました。

今や、社会的地位も、経済的基盤も完全に失い、呆然と反省することしか私にはできません。人生の全てが根元から変わってしまいました。これからどう生きていったらよいかもわかりません。違反を起こした日に戻れるなら、飲酒して運転することなど死んでもしない。しかし、どれほど望んでも時計の針を戻すことはできない。なんということを自分はしてしまったのか。そんな砂を噛むような思いに苛まれながら、毎日時間が過ぎていきます。

お酒を飲んで運転をすることは重大かつ深刻な犯罪であること。その行為を罰する法律は容赦なく厳格であることを忘れてはならないと思います。

そして、それは、あなたの人生にも起こりうることだということも。

●あなたの現在の状況をチェックしてみましょう

「アルコール依存症自己チェック表（新久里浜式アルコール症スクリーニングテスト）」を試してみてください。

※新久里浜式アルコール症スクリーニングテスト：独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターが、我が国で初めて作ったアルコール依存症のスクリーニングテストを、改定したものです。



男性版 (KAST-M) ●最近6カ月の間に、以下のようなことがありましたか。

項目	はい	いいえ
1 食事は1日3回、ほぼ規則的にとっている	0点	1点
2 糖尿病、肝臓病、または心臓病と診断され、その治療を受けたことがある	1点	0点
3 酒を飲まないことと寝つけないことが多い	1点	0点
4 二日酔いで仕事を休んだり、大事な約束を守らなかったりしたことがある	1点	0点
5 酒をやめる必要性を感じたことがある	1点	0点
6 酒を飲まなければいい人だとよくいわれる	1点	0点
7 家族に隠すようにして酒を飲むことがある	1点	0点
8 酒が切れた時に、汗が出たり、手が震えたり、イライラや不眠など苦しいことがある	1点	0点
9 朝酒や昼酒の経験が何度かある	1点	0点
10 飲まないほうがよい生活が送れそうだと思う	1点	0点
合計	点	

判定

- ・合計点が4点以上：アルコール依存症の疑い群
- ・合計点が1～3点：要注意群。ただし、質問項目1番による1点のみの場合は正常群
- ・合計点が0点：正常群

女性版 (KAST-F) ●最近6カ月の間に、以下のようなことがありましたか。

項目	はい	いいえ
1 酒を飲まないことと寝つけないことが多い	1点	0点
2 医師からアルコールを控えるようにいわれたことがある	1点	0点
3 せめて今日だけは酒を飲むまいと思っても、つい飲んでしまうことが多い	1点	0点
4 酒の量を減らそうとしたり、酒を止めようと試みたことがある	1点	0点
5 飲酒しながら、仕事、家事、育児をすることがある	1点	0点
6 私のしていた仕事を周りの人がするようになった	1点	0点
7 酒を飲まなければいい人だとよくいわれる	1点	0点
8 自分の飲酒についてうしろめたさを感じたことがある	1点	0点
合計	点	

判定

- ・合計点が3点以上：アルコール依存症の疑い群
- ・合計点が1～2点：要注意群。ただし、質問項目6番による1点のみの場合は正常群
- ・合計点が0点：正常群